

【事例 1】

「消費生活センター」を名乗る電話があり、「何歳ですか、一人暮らしですか」などと質問され、答えてしまいました。消費生活センターで、このような電話をすることはありますか。

(70歳代 男性)

【事例 2】

「国民生活センター」を名乗る電話があり、「あなたの個人情報に3社に漏れています。そのうち2社は削除できましたが、1社はできなかったため、〇〇さんをご紹介します。電話してください」と言われました。怪しい電話だったので、「知りません」と言ってすぐに電話を切りました。

(50歳代 女性)

事例1のように、「消費生活センター」をかたり、年齢や家族構成などの個人情報を聞き出そうとする不審な電話に関する相談が多く寄せられています。

消費生活センターは、ご相談を受けている件で電話をすることはありますが、それ以外の用件で電話をして、個人情報を尋ねるようなことはしません。

このような電話を受けた場合、特殊詐欺被害に発展する可能性があるため、絶対に個人情報を教えないでください。「消費生活センター」でなく、事例2のように「国民生活センター」をかたるケースもあり、注意が必要です。

また、事例2のように、流出した個人情報を削除するといった内容の電話を受けたという相談も寄せられています。

消費生活センターや国民生活センターなどの公的機関が、「個人情報を削除する」などと電話をすることは絶対にありません。特殊詐欺の可能性が高いため、相手にせず、すぐに電話を切ってください。話を聞いてしまうと、様々な理由をつけて金銭を要求してくるケースも見られます。その場合でも、絶対に支払ってはいけません。

電話に出ると切りにくくなりますので、留守番電話機能を利用し、かかってきた電話には出ないことや、着信時に「この電話は録音されています」と警告メッセージが流れる機能を設置することも、不審電話の防止に効果があります。

公的機関をかたる電話を受け、少しでも「おかしいな」と感じたら、最寄りの消費生活相談窓口か、消費者ホットライン「188」（いやや）にご相談ください。